

## 研究助成金に関する FAQ

Q1.	助成金の使用期限はありますか？
A	本助成金の使用期限はありません。 但し、使い切るまで年度ごとに「収支報告書」の提出が必要です。
Q2.	助成金を使用する開始可能日はいつですか？
A	原則、4月1日からの使用です。 但し、必要に応じて、受領後すぐに使用することは可能です。
Q3.	「収支報告書」のフォーマットは財団のホームページにありますか？
A	ホームページに掲載されています。新しいフォーマットは、当該年度の2月中旬以降に掲載します。また、提出時期が近付きましたらEメールでお知らせします。(2月下旬～3月上旬頃)
Q4.	受領した助成金を、受領した年度内にすべて使用しても良いでしょうか？
A	使用可能です。
Q5.	オーバーヘッドがある場合、どのように記載したら良いでしょうか？
A	「その他(諸経費)」欄に計上し、主要な支出事項に『オーバーヘッド』と記載してください。
Q6.	今年度全く使用していなくとも書類の提出は必要でしょうか？
A	必要です。合計額を『0円』として、「今後の使用予定」欄に、どのような事に助成金を利用する予定かを記載してください。
Q7.	所属機関を異動する場合、助成金も異動先の機関に、持っていくことは可能でしょうか？
A	採択された研究に使用されるのであれば、本助成金を現所属機関から新しい所属機関へ移管することは可能です。 当財団では特に手続きは必要ありませんが、移管元の方で書類が必要な場合があります。提出が必要な書類がありましたら、フォーマットをお送りください。 異動先の情報(所属先、部署名、職名、住所、電話、E-mail アドレス、異動日)を、必ず財団事務局宛に E-mail(info@ptcrf.or.jp)でご連絡ください。
Q8.	年度の途中に助成金を使い切った場合、使い切った時点で「収支報告書」を提出した方が良いでしょうか？
A	使い切った時点で「収支報告書」を提出してください。
Q9.	人件費に用いることは可能でしょうか？
A	採択された研究のための人件費であれば使用可能です。
Q10.	データ解析のためのパソコンを購入しても良いでしょうか？
A	採択された研究のためであれば購入可能です。
Q11.	海外の研究者の航空券代を前払いすることは可能でしょうか？ (財団によっては、来日後にしか支払い出来ない規則のところがあるため)
A	可能です。採択された研究の為であれば可能です。
Q12.	学会の年会費に使用することは可能でしょうか？
A	研究の遂行のために必要であるならば可能です。
Q13.	特許関連の費用の支払いに充てる事は可能でしょうか？
A	採択された研究の成果の特許化ためであれば可能です。
Q14.	特許出願中のため成果報告書に物質等の正式名を記載できない場合、『X』等の表示で良いでしょうか？
A	『X』等の記載は可能です。